

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階6-6・7会議室

## ○議事日程

平成30年6月6日（水曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所主事	長屋 一也 君	板取事務所主任主査	河村 茂 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君		

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）本日はまた前回と同様に、この会議の後に推進委員との合同会議という事で、長時間に渡りご苦勞様でございます。まもなく梅雨入りしますが、梅雨はうっとおしいものですが、根から水を上げるというのは基本的な事です、葉っぱにも上から雨が当たって素材の所に栄養分を取り入れるという事で、農業には梅雨は欠かせないもので空梅雨では影響が出るので、うっとおしい梅雨ですがそういった面で農産物の生育に貢献してくれるものという捉え方をして過ごせたらなと思っております。本日は協議をよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）今、会長からお話がありましたが、間もなく梅雨入りするでしょう。今朝のNHKの天気予報だったと思いますが、栗の花が落ちると書いて何て読むのかクイズ形式でやっており、読めなかったんですが、梅雨入りに関する事だと思えば、墜栗花でついでと読むそうです。栗の花が落ちる頃にちょうど梅雨に入る時期だという事で当て字だと思えば昔からそういう字を書くそうです。

市役所の方は、今週から月曜日から議会が始まりまして昨日は一般質問の通告があり、来週から2日目が始まりますので調整等でバタバタしております。

今日は議案が5つ程と報告もあり、事務局の方からのご質問やご説明がありますので、スムーズな進行が出来るようよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。本日は、全員出席という事でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の全員の出席により総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

5番遠藤委員、6番野田委員の二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の西南西270mほどに位置する農振農用地である田30㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、相続により取得したが、農作業が困難なため、自身の持ち分を贈与するというもの。譲受人は、譲渡人より持ち分受贈するというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、小瀬地内、小瀬グラウンドの東80mほどに位置する農振農用地である畑2筆1、100㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人らは、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買って、農業経営の拡大を図るというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、5月17日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第1号の2件を、原案のとおり許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、神野地内、今谷集会所の北東220mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地27㎡。登記地目畑、現況地目畑一部宅地522㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地に該当するため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人は、現在一宮市に居住しているが、申請地に実家があり、家族員の増加及び現在の住宅が老朽化したため、申請地及び隣地宅地と一体利用で一般個人住宅を建設したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、現況宅地であり、昭和48年から平成7年ごろに、住宅、物置敷地として利用していたため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成できる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、下有知地内、長良川鉄道、関市役所前駅の南西480mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地255㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅、庭・駐車場です。申請人は、申請地の北側隣接地に自宅があるが、自宅への出入りや、車の駐車場が必要なため、申請地を駐車場・庭として利用したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、現況宅地であり、30年前から庭・駐車場として利用していたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、下有知地内、きくいけ整形外科の北100mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地866㎡の内49.61㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内のため、第1種農地と判断します。転用目的は、共同住宅駐車場です。申請人は、申請地の隣地で共同住宅を営んでいるが、入居者の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、現況宅地であり、平成7年から共同住宅の駐車場として利用していたため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるが、隣接地と一体利用する場合で、当該農地を利用することが必要のための許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

4番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、千足地内、千足公民館の南西170mほどに位置する畑2,365㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。申請人は、申請地を牧草地として耕作してきたが、年齢や体力的に耕作を続けることが困難であるため、太陽光発電施設として利用したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性と確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成できる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内、博愛小学校の南東750mほどに位置する畑329㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地ため、第1種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人は、現在借家住まいであるため、

相続により取得した申請地に、一般個人住宅を建築したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の5件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、肥田瀬 笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南東380mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、仮換地面積433.40㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、各務原市で住宅販売業をおこなっている法人で、申請地は形状も良いため、申請地を買い受けて、宅地分譲地として利用したいというもの。譲渡人は、後継者不足で農業経営を縮小していきたいため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、肥田瀬笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南東380mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、仮換地面積165.29㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在義父の家の離れに住んでいるが、子どもも大きくなり、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。譲渡人は、後継者不足で農業経営を縮小していきたいため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、肥田瀬笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南東380mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、仮換地面積184.94㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、建築業を行っている会社で、申請地を買い受けて、建売分譲住宅を建設したいというもの。譲渡人は、後継者不足で農業経営を縮小していきたいため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの南東160mほどに位置する田2筆1、398㎡の内、312㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用目的は、砂利採取業工事車両待避所（一時転用）です。借受人は、砂利採取業を行っている会社

で、砂利採取事業に伴うダンプ等車両の通行が円滑にできるように、申請地を賃貸借により借り受けて、待避所を設置したいというもの。貸付人らは、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より18ヶ月となっております。

5月17日に現地確認をした結果、待避所として使用されていた。平成29年3月29日に、一時転用の5条許可を受けていたが、許可期限が来たのにもかかわらず、引き続き使用する旨の手続きを怠っていたとの始末書が添付されています。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内 天神公民センターの南東380mほどに位置する登記地目田、現況地目畑仮換地面積327㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパート住まいをしているが、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、遠方に居住しており、申請地を管理・利用することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、鋳物師屋6丁目地内桜ヶ丘ふれあいセンターの南西250mほどに位置する登記地目田、現況地目畑172㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、参拝者駐車場です。借受人は、申請地の西側にある弘誓寺で、近年参拝者の増加とともに駐車場が不足しているため、申請地を、使用貸借により借り受けて、参拝者用駐車場として利用したいというもの。貸付人は、申請地を、自身が住職を務める弘誓寺に、無償で貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっております。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、市3丁目地内市公民センターの南西500mほどに位置する畑2筆986㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、再生処理業 テント倉庫です。借受人は、申請地の南側で再生処理業を行っている会社で、現在使用しているテント倉庫敷地が手狭なため、申請地を、賃貸借により借り受けて、テント倉庫として利用したいというもの。貸付人らは、農地として適切に管理することが困難なため、借受人の申し出により貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、西本郷通3丁目地内関市役所の南南西200mほどに位置する田490㎡のうち、246.51㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が住宅化してきたため、農地として維持・管理することが困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、馬場出地内関自動車学校の北90mほどに位置する田283㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自動車教習所 駐車場です。譲受人は、自動車教習所教育業を行っている会社で、現在使用している駐車場が手狭となったため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として維持することが困難になってきたた

め、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、事業計画変更の1番の案件と同時許可になります。

10番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、下有知地内下有知小学校の南東200mほどに位置する田1,530㎡。農地の区分は、水道、下水管が整備された道路の沿道で、申請地から500m以内に2以上の教育施設等の公共・公益施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っており、申請地を買い受けて、建売分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、耕作が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。また、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

11番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、下有知地内長良川鉄道関市役所前駅の南西480mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地500㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、家族が増え、住居が手狭となったため、申請地を妻の父より、使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

5月17日に現地確認をしたところ、一部が宅地で、昭和50年、昭和64年に、住宅を建築したとのことで始末書が添付してあります。隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、下有知地内長良川鉄道関市役所前駅の南西480mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地150㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、陶磁器販売業店舗です。借受人は、申請地を父より使用貸借により借り受けて、陶磁器販売店舗を建築したいというもの。貸付人は、借受人である子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

5月17日に現地確認をしたところ、現況宅地で、平成5年に、店舗を建築したとのことで始末書が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、下有知地内きくいけ整形外科の北140mほどに位置する田2筆1,174㎡の内、929.66㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、建設業資材置き場です。借受人は、建設業を行っている会社で、資材などの保管場所が手狭となり、資材置き場として利用できる土地を会社近くで探していたところ、会社近くで土地が見つかったため、申請地を賃貸借により借り受けて、資材置き場として利用したいというもの。貸付人は、高齢となり、耕作が困難になってきたため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっております。

5月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

14番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、小瀬地内新田公民センターの北西490mほどに位置する畑352.98㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭となったため、申請地を贈与により譲り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、売買・交換により取得したが、周辺が住宅化してきたため、農地として維持・管理する

ことが困難になったため、贈与するというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、小瀬地内小瀬南公民センターの東490mほどに位置する畑130㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅、庭・物干し場です。譲受人は、申請地の西側に居住しており、今回申請地を買い受けて、一般個人住宅、庭・物干し場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、遠方に居住しており、耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、小瀬地内小瀬南公民センターの東490mほどに位置する畑133㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅、庭・物干し場です。譲受人は、申請地の西側に居住しており、今回申請地を買い受けて、一般個人住宅、庭・物干し場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、遠方に居住しており、耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、上白金地内西部支所の西200mほどに位置する田386㎡。農地の区分は、概ね300m以内に西部支所があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っている法人で、申請地を買い受けて、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、借入金返済及び生活資金充当のため、売り渡すというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

18番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、小屋名地内小瀬星ヶ丘公民センターの南西410mほどに位置する田2筆、2,281㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている法人で、申請地が、学校や市役所、病院に近く、住宅地としての需要も高いので、申請地を買い受けて、宅地分譲地として利用したいというもの。譲渡人は、仕事が忙しく、農業経営に費やす時間が取れないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

19番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、下白金地内下白金公民センターの北西410mほどに位置する田404㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、社会福祉施設駐車場です。譲受人は、申請地の東側で福祉サービス業を行っている法人で、現在使用している駐車場が手狭なため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、農地として適切に管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地に該当するが、既設施設の拡張で、既存施設の敷地面積の1/2以内であり、隣接地と一体利用されるため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

20番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、中之保地内小宮集会所の西130mほどに位置する田542㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電による売電用の土地取得をかねてから希望しており、今回、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、耕作の継続が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

21番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、洞戸地内飛瀬集会所の南東190mほどに位置する畑4筆2,505㎡の内、451.16㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用の目的は、地下配管一時転用です。借受人は、養蜂業を行っている会社で、申請地の近隣で清涼飲料水等を製造しており、その原料水については、現在付近の水源を利用しているが、近年の少雨・夏場の猛暑傾向の天候から、水源の枯渇に備え、申請地を使用貸借により借り受けて、水中ポンプ及び揚水配管を地下埋設したいというもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より3ヶ月となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるが、一時的なものであり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。

22番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、武芸川町高野地内博愛小学校の北東200mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑155.63㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅物置です。譲受人は、現在の自宅が手狭となり、申請地の隣地に住宅を購入し、生活用品を収納する物置が必要になったため、申請地を買い受けて、物置を建築するというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

5月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権設定に関するもの4件、計22件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

発言がないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○15番（土屋尊史君）1件は、9番の自動車学校の件ですが事変が出ているんですけど、事変だけで済ませられないんですか。別個に申請しないといけないんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そうですね。現況がまだ農地のままですので、こういう場合は事変と5条の両方が必要になります。

○15番（土屋尊史君）それからもう一点、15番16番なんですけど、15番の方と16番の方と住所は同じで名前は違うんですけど、養子さんとかなのかな、名前の書き間違えなのかな。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）枝番が違うんです。

○15番（土屋尊史君）そうですね。私が間違っておりました。以上です。

○議長（野村茂君）他にありませんか。

（質疑なし）

他にないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願いま



す。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第3号の22件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、14ページになります。

1番の案件 位置図は、30ページになります。申請地は、馬場出地内 関自動車学校の北90mほどに位置する田283㎡。変更内容は、事業者、事業目的の変更です。当初事業計画者は、平成7年3月27日に、5条転用の許可を受け、一般個人住宅を建築する計画であったが、経済的事情により計画が滞る中、当初事業計画者が死亡し、その相続人も、経済的事情により事業の遂行が出来ないというもの。変更後の事業計画者は、自動車教習所教育業を行っている会社で、現在使用している駐車場が手狭となったため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。

5月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地で、転用はやむ得ないものと判断します。本件は、5条9番の案件と同時許可となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言なし)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、15ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規が2件2筆、2,987㎡。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が2件3筆、3,239㎡。地目は、すべて田です。地区は、武芸川町平、跡部、倉知の3地区でございます。権利の設定を受ける者は、(有)むげがわ農産外1名でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の合意解約の届出がありましたのでご報告させていただきます。議案は、16ページになります。

1番の案件 届出地は、小屋名地区の田2筆2，281㎡。賃借人は、亀山美和です。合意解約日は、平成30年5月15日です。

以上、報告させていただきます。

○15番（土屋尊史君）うちの会社の方で合意解約の届を出したけど、載って来てないんですが。約2反くらい。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それはいつ頃ですか。

○15番（土屋尊史君）4月の終わりか5月の初め頃。3月31日に合意解約が済んで、届け出がまだだったので、出して、武儀の土屋さんの土地だけ。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）一度確認させていただきます。

○15番（土屋尊史君）確認してください。

○議長（野村茂君）それでは事務局の方、今の件よろしくお願いします。報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

○7番（片岡篤夫君）一つ質問してもいいですか。倉知で農地をむげがわ農産に貸すって事になっているんですけど、利用集積の場合だと地元でやる人が沢山いるのに、何でむげがわ農産なんですか。何か理由でもあるんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今の案件ですか。

○7番（片岡篤夫君）農地利用集積計画の3番で、むげがわ農産ていうのは武芸川ですけど、それが倉知で農業やるという事になっているんですけど、倉知の近くで農業やっている人が沢山みえるんで、何で遠い所から、遠い所の人っていうのは、その部落の人の昔からのしきたりとかが分からないので、結構トラブルが多いんですよ。その中で何ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今の案件は、服部さんなので。

○7番（片岡篤夫君）すみません。間違えました。

○議長（野村茂君）よろしいですか。

○7番（片岡篤夫君）はい。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）先程の土屋委員からの質問にありました、貸借の件ですけど、今事務局の方で調べさせていただきましたら、土屋さんの件は使用貸借だったので、18条はまた別のものになります。18条だけこの場でという事です。使用貸借の解約は頂いてはいると確認しております。

○15番（土屋尊史君）分かりました。

○議長（野村茂君）以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の総会は、7月6日金曜日午前9時からこの6-6，6-7のこの会場で開催したいと思います。

午前9時57分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

⑩

---

5 番 関市春日町 3 番地 1 5

⑩

---

6 番 関市鍛冶町 6 5 番地 5

⑩

---